

# 説苑



## 昭和十五年度土木費豫算決る

K

生

第七十五議會の協賛を経たる昭和十五年度内務省土木費豫算の總額は一〇七、六三六、八三三圓にして前年度豫算額に比較し二三、三八二、二三五圓を増額せり。

内道路關係の豫算額は二〇、三三四、三六二圓、治水關係の豫算額は七二、三八二、四二二圓、港灣關係の豫算額は一六、三三〇、二七八圓なり。

右豫算は何れも現下の時局に即し緊急施行を要するものみにして、即ち軍事輸送、生産力の擴充、貿易振興上緊要なる道路及港灣工事、自動車保有量の増備、自動車燃料

節約の爲にする鋪裝工事、國土保安上差置き難き河川、砂防並災害復舊工事、産業開發上緊要なる利水事業等重要且緊急を要するもののみなるも重要なる事業に付概説すれば左の如し。

### 一、道路關係

(一) 國道改良繼續費 六、五一〇、〇〇〇圓

右は新規及既定事業費の十五年度豫算額にして新に計上せられたるものに所謂東京、大阪間國道第一期改良静岡縣沼津市、清水市間及愛知縣豊橋市、名古屋市間を始め

とし、山口縣徳山市、小郡町間、千葉縣松戸町、茨城縣土浦町間、群馬新潟兩縣を通ずる三國峠、奈良縣八木町、高田町間等重要路線六路線總額一九、五八八、〇〇圓四ヶ年乃至七ヶ年の繼續工事にして内十五年度分は五九三、六〇〇圓なり。又既定繼續費の年割額は六、三〇一、四〇〇圓なり。

(二) 國道改良費 五、六〇一、四四一圓

右は單年度を以て緊急改良を必要とする箇所を充當する事業費にして此の内一般改良に要する事業費は三、六〇一、四四一圓にして二、〇〇〇、〇〇〇圓は鋪裝費なり。

鋪裝費は自動車保有並燃料國策に順應し、曩に企畫院の策定に係り土木會議の諮問を経たる道路鋪裝二ヶ年計畫の一部實現を見たるものにして、右計畫は既改良國道及府縣道の未鋪裝延長一〇、五〇一軒中時局に即し、緊急鋪裝を必要とする區間三、〇九六軒を總工費四三、九七〇、〇〇〇圓を以て鋪裝せんとするものなり。

右繼續並單年度工事共政府直轄を以て之を施行し、其

の三分の一額は地元府縣費に於て分擔するものなり。

(三) 府縣道改良費補助 五、五四五、六八六圓

右は府縣知事に於て施行する府縣道の改良及鋪裝の事業費に對し其の三分の一を政府より補助するもの、經費にして、此の中一般改良費に對する補助費は三、三四五、六八六圓、雪害防除施設助成費二〇〇、〇〇〇圓、鋪裝費に對する補助費二、〇〇〇、〇〇〇圓なり。

(四) 重要道路整備調査費 五〇、〇〇〇圓

右は東亞新秩序の建設に順應し、日滿支交通體制の確立を圖り、陸運能力を昂揚する爲國內重要道路を整備するは現下甚に緊切の要務たるを以て、十五年度より三ヶ年計畫一五〇、〇〇〇圓を以て時局に即應する重要道路網の擧定、之が改良の順序方策並自動車専用道路設定の要否等路政に關する各種重要問題に付調査研究を實施せんとするものなり。

(五) 以上の外軍事國道改良に要する經費二五〇、〇〇〇圓、沖繩縣振興の爲に要する經費一三五、〇〇〇圓、鹿

兒島縣大島郡振興の爲に要する經費六三、〇〇〇圓旱害地方應急救濟事業助成費一、四〇〇、二四九圓等がある。

## 二、治 水 關 係

(一) 直轄河川費 一七、五九七、六一〇圓

右は新規及既定費の十五年度豫算額にして、新に計上せられたるものに富山縣の庄川、兵庫大阪兩府縣に跨る猪名川、熊本縣の菊池川、京都府、大阪府に跨る淀川低水工事、青森縣の馬淵川の追加、福島縣の阿武隈川の追加、廣島縣の芦田川の追加、新潟縣の信濃川維持費の追加等あり。

右河川改修費は其の三分の一を地方に負擔せしむ、但し猪名川及淀川低水工事は其の二分の一を地方負擔とし、信濃川維持の地方負擔額は三分の二とす。

(二) 直轄砂防費 一、九九四、六三二圓

右は新規及既定費の十五年度豫算額にして、新に計上せられたるものに富山縣常願寺川流域の追加、滋賀縣淀川

流域の追加等あり、何れも其の三分の一を地方費負擔とす。

(三) 府縣砂防補助費 一〇、四四〇、〇〇〇圓

右は新規及既定費の十五年度豫算額にして、工事費に對する國庫の補助率は三分の二とす。

(四) 中小河川改良補助費三、五九七、九五〇圓

右は新規及既定費の十五年度額にして内新規は四〇〇、〇〇〇圓、青森縣淺瀬石川外十二ヶ川なり、工事費に對する國庫の補助率は二分の一とす。

(五) 災害防除施設補助費 一、〇〇〇、〇〇〇圓

右は河川の局部的補強、局部的改修或は障害の除却等を施行し、水害の防止又は軽減を圖る爲の府縣の工事費に對し其の三分の一を十五年度に於て國庫より補助するものなり。

(六) 貯水池築造補助費 七五〇、〇〇〇圓

右は旱害地方に於ける河川の貯水池築造に對する十五年度補助費にして岡山縣の旭川、廣島縣の黒瀨川、山口縣

の厚東川に對し、三ヶ年乃至六ヶ年間に總額四、六五〇、〇〇〇圓を補助せんとするものなり。從來の治水一點張り政策に照し、利水事業に對し新に助成の途を開きたるものにして正に劃期的のものと謂ふべし。

(七) 東北振興基本施設調査費 二〇、〇〇〇圓

右は昭和十五年度より三ヶ年(總額六〇、〇〇〇圓)に亘り東北振興上基本的施設と認めらるゝ山形縣最上川筋貯水計畫、岩手縣北上川筋貯水計畫、秋田縣八郎瀧の工場地造成計畫、宮城縣仙臺鹽竈地方工業開發計畫の調査に要する經費なり。

(八) 以上の外災害土木事業助成費九七五、九一三圓、六

甲河川改良工事費三、二四五、二八四圓、六甲河川改良費補助一、七〇六、三九二圓、相模川外四ヶ川震災復舊工事費六八、七四〇圓、沖繩縣振興費五〇、〇〇〇圓、土木事業調査諸費一一六、三七八圓(此の内土木試驗所の經費六七、五七八圓を含む)河川統制調査費一四七、〇五五圓、河川調査費一〇〇、〇〇〇圓、北海道災害復舊費四三〇、

六四九圓、道府縣災害土木費補助二九、二六五、二三四圓香川縣香東川助成費繰上三〇、〇〇〇圓等がある。

### 三、港 灣 關 係

(一) 港灣改良事業費 九、七三二、六一五圓

右は新規及既定費の十五年度豫算額にして内新規は二、三五〇、〇〇〇圓なり。新に計上せられたるものは關門海峡綜合計畫に依る航路改良費、秋田縣土崎港、和歌山縣和歌山港、青森縣八戸港修築費にして關門海峡航路改良費は全額國費他は埋立費を除きたる工事費に對し二分の一を國庫より補助し政府に於て直接施行するものとす。

(二) 港灣修築費補助 三、三七〇、四七三圓

右は新規及既定費の十五年度豫算額にして、内新規は一七三、八〇〇圓なり。新に計上せられたるものに秋田縣土崎港、和歌山縣和歌山港、青森縣八戸港等がある。

(三) 地方港灣改良助成費 一、三二二、一七〇圓

右は新規及既定費の十五年度豫算額にして内新規は二四

〇、〇〇〇圓なり。新に計上せられたるものに新潟縣寺泊港、岩手縣大船渡港、岡山縣玉島港、徳島縣徳島港、

大分縣津久見港、宮崎縣内海港等がある。國庫の補助率は二分の一である。

(四) 臨海地帯造成費 五〇〇、〇〇〇圓

右は關門海峽並門司、下關兩港に於ける船舶の輻輳を緩和し、荷役の圓滑を期する爲小倉及戸畑の地先に臨海地帯を造成して商港の機能を發揮せしむると共に工場敷地に充當するものなり。總額二八、一七〇、〇〇〇圓を要す

るもの、十五年度工費にして全額國費支辨とし、政府直轄事業として施行するものなり。

(五) 對滿支内地港灣調査費 二五、〇〇〇圓

日滿支三國一體の交通體制を目標とする大計を確立するは、現下時局に照し寔に急務なるを以て之が調査研究を爲さんとするものなり。

(六) 以上の外沖繩縣振興の爲にする石垣港修築費五〇、〇〇〇圓等がある。

## 茨城縣の災害救濟土木事業の執行と

### 其の前後の情況 (七)

#### 瀧川勸則

#### 十二、執行期間と執行月量

昭和十三年災害に於ては茨城縣の大多數の農民は秋の收穫を奪はれ、又貯藏米穀は多く浸水の厄に逢ひ、全く食ふ